

子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（検討状況）

1 量の見込みについて

○子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即し、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定し、その中で、次のことを定めるとされている。

◆教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

◆量の見込みに対応する提供体制の確保の内容（確保策）及び実施時期

○量の見込みは、ニーズ調査結果から対象事業の保護者の利用希望状況（希望率）を把握し、計画期間における推計児童数に乗じて見込むものとする。

川崎市

子ども・子育て支援に関する調査

実施時期：平成25年9月27日～10月18日

調査数：15000件（未就学）、3000件（就学）

回収率：46.5%（未就学）、44.6%（就学）

○量の見込みの区分

提供区域

基本は行政区単位とする（事業によっては全市となることもある）

年齢区分

（1）教育・保育

次のとおり、認定区分とする。

保護者の状況 子どもの年齢	ともに就労以外		ともに就労	
	3歳児以上		1・2歳児	0歳児
量の見込み区分	1号認定 幼児教育希望	2号認定 保育希望	3号認定 保育希望	

（2）地域子ども・子育て支援事業

事業の利用対象年齢とする。（未就学児童、就学児童（低学年、高学年）等）

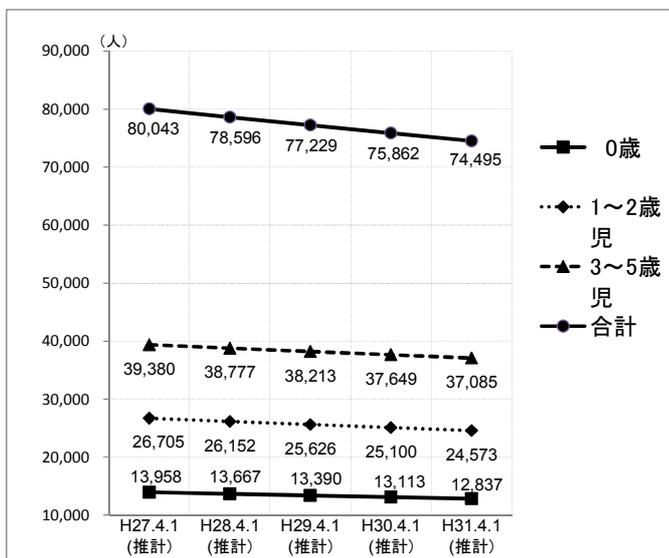
2 量の見込みに使用する人口推計

○平成27年及び32年の人口推計（基準年・人口は平成22年10月の国勢調査、推計手法はコーホート要因法、区別・5歳児間隔の推計値）を使用

○使用する人口推計が5歳児刻みであるため、平成27年から31年までの各歳児の推計児童数は平成25年10月1日の実績値を用いて按分により算出

○量の見込みは年度当初（4月1日）の時点であるため、各年4月の推計児童数を算出

■推計未就学児童数（0～5歳児）の年齢別の推移



※年齢区分（0歳児、1～2歳児、3～5歳児）ごとの推移を示す。

・未就学児合計、0歳児、1～2歳児、3～5歳児のすべてが減少する。

<平成27年から31年までの推移>

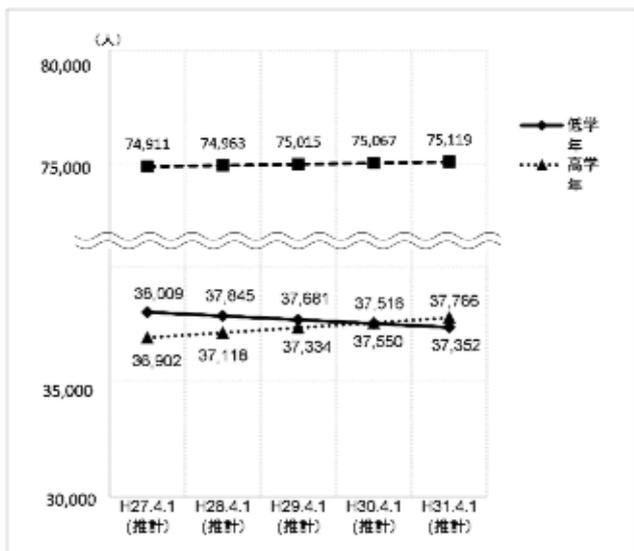
●合計は、約5,500人減少する。

▲3～5歳児は、約2,300人減少する。

◆1～2歳児は、約2,100人減少する。

■0歳児は、約1,100人減少する。

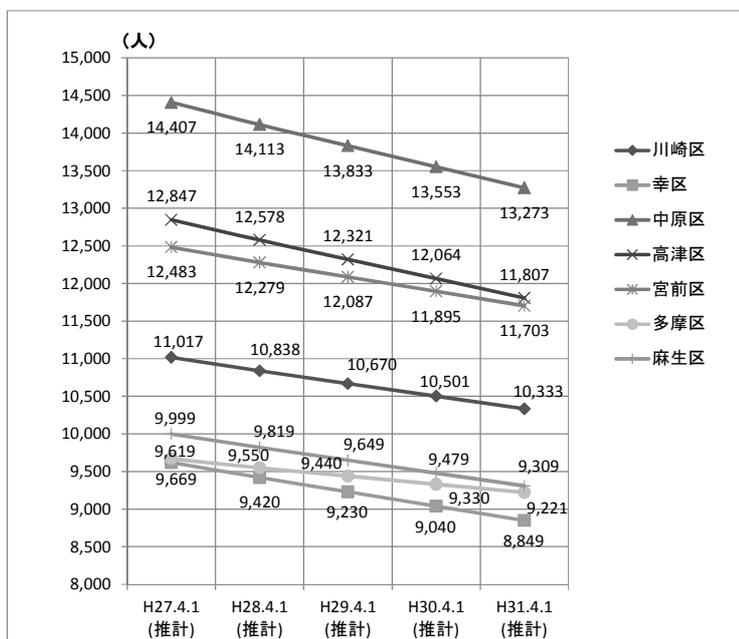
■推計就学児童数（6～11歳児）の年齢別の推移



※年齢区分（小学校低学年（6～8歳児）、小学校高学年（9～11歳児））ごとの推移を示す。

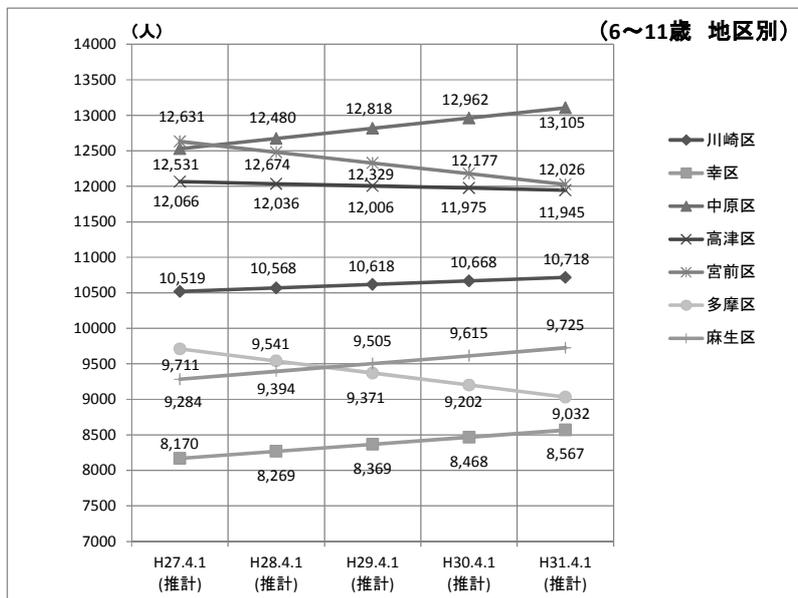
・就学児童合計、高学年は増加し、低学年は減少する。
 <平成27年から31年までの推移>
 ■合計は、約200人増加する。
 ▲高学年は、約850人増加する。
 ◆低学年は、約650人減少する。

■推計未就学児童数（0～5歳児）の区別の推移



・地区別の0～5歳児の人口推計値は、全ての区で減少傾向にあるが、減少率は区によって差がある。
 ・順位の変動はほとんど見られない。

■推計就学児童数（6～11歳児）の区別の推移



・地区別の6～11歳児の人口推計値は、増減傾向や変動率が区ごとに異なる。
 ・中原区、川崎区、麻生区、幸区で増加し、高津区、宮前区、多摩区で減少する。
 ・平成31年には中原区が最も高くなる。
 ・幸区は最も低いですが、増加傾向にある。

3 「教育・保育」の量の見込みの考え方(補正、利用者数の伸び)

- (1) 平成 27 年は、ニーズ調査結果に対して国の手引き等により算出した見込量について、より利用実態に即した数値となるよう補正を行い、必要利用定員総数及び保育利用率を算出
- (2) 平成 28 年から 31 年までは、対象児童数は減少するものの、様々な社会的背景(※)から、利用者数の伸びを考慮し、必要利用定員総数及び保育利用率は増加するものとして設定

※ 平成 27 年度における本市の待機児童ゼロ対策の影響による潜在ニーズの掘り起しや、配偶者控除の廃止等、少子化対策として国が女性活躍を推進する結果として保育ニーズが増加することが予想される。

●過去の保育所の利用申請率の伸び

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
就学前児童数	80,380	80,547	80,909	80,963
保育所の利用申請者数	19,241	20,725	22,164	23,500
保育所の利用申請率	23.94%	25.73%	27.39%	29.03%

利用申請率が増加するため、就学前児童数は微増であっても、利用申請者数は 1000 人以上増加する状況

(1) 利用実態に即した補正

①ひとり親の補正

ひとり親世帯の無業世帯（約 30%）について量の推計には見込まないものとする。

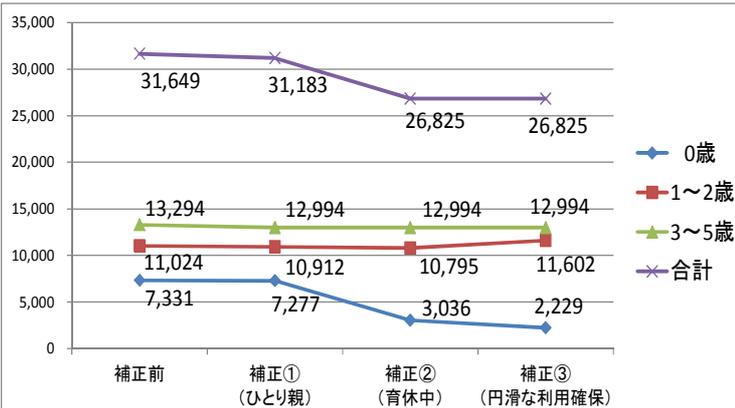
②育児休業中の方の補正

現在育児休業中の方は量の推計には見込まないものとする。ただし、当該年度中に仕事に復帰することを希望される方は量の推計に見込むものとする。

③育休後の事業の円滑な利用確保のための補正

基本指針の「育児休業後における特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保」に基づき、0 歳児の保護者で育児休業明けの理由が「希望する保育所に入るため」の場合、その分の利用希望を 1～2 歳児の利用希望として扱う

■ 利用実態に即した補正による量の見込みの推移



- ・ 0 歳児は、補正前の 7331 人から 2229 人へと補正により減少した。
- ・ 1～2 歳児は、育休後の事業の円滑な利用確保のための補正により、0 歳児の利用希望から 1～2 歳児の利用希望に変換した結果、増加した。
- ・ 3～5 歳児は、ひとり親の無業世帯の補正のみ行い、微減となった。

(2) 利用者数の伸びの考慮

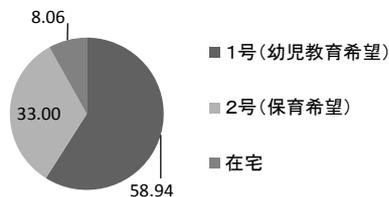
< 3号の考え方 >

- ・ 平成 28 年は待機児童ゼロ対策の影響等で前年比 8.4%（他都市の状況を参考）の増加を見込む。
- ・ 平成 29 年以降は過去（平成 24～26 年）の利用申請者数の伸びを参考に見込む。
（平成 29 年が保育ニーズのピークとする国の考え方に合わせ、平成 30 年以降は微増とする。）

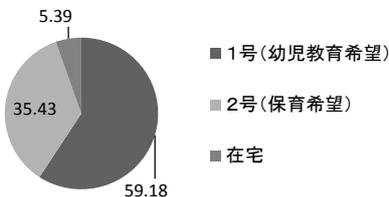
< 2号の考え方 >

目標年度(平成 31 年)までに就労ニーズの増加により、3～5 歳児の在宅児童の割合が約 3 分の 2 となり、教育・保育の利用希望率が増加すると見込む。

平成27年度



平成31年度



平成 27 年から 31 年にかけて 3～5 歳児の在宅児童の割合は 8.1% から 5.4% に減少するものと仮定。

4 「教育・保育」の量の見込み

○補正、利用者数の伸びの考え方にに基づき、認定区分ごと、計画期間 5 か年の量の見込み及び保育利用率を算出

■ 「教育・保育」の量の見込み (認定区分ごとに 5 か年)

	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	人数	利用率								
3号 0歳	2,229	15.97%	2,416	17.68%	2,537	18.95%	2,575	19.64%	2,601	20.26%
3号 1-2歳	11,650	43.62%	12,629	48.29%	13,513	52.73%	13,715	54.64%	13,852	56.37%
2号 3-5歳(保育希望)	12,994	33.00%	13,196	34.03%	13,386	35.03%	13,264	35.23%	13,139	35.43%
1号 3-5歳(幼児教育希望)	23,213	58.95%	22,895	59.04%	22,600	59.14%	22,274	59.16%	21,948	59.18%
合計	50,086	62.57%	51,136	65.06%	52,036	67.38%	51,828	68.32%	51,540	69.19%

※ 平成 29 年度に、子ども・子育て支援事業計画 (量の見込み含む) の中間見直しを予定

■ 5 か年の「教育・保育」(保育希望)の量の見込みの推移



- ・ 3号 (0 歳児、1～2 歳児) の保育利用率が上昇するため、人口減少の影響を受けても量の見込みは増加する。
- ・ 2号の保育利用率は微増となるが、平成 29 年をピークに人口減少の影響を受け、量の見込みは減少する。

■ 5 か年の「教育・保育」(3 歳～5 歳児)の量の見込みの推移



- ・ 1号の利用率は微増であり、人口減少の影響により量の見込みは減少していく。
- ・ 2号の保育利用率は微増となり、平成 29 年をピークに人口減少の影響を受け、量の見込みは減少する。

確保策の考え方

量の見込みに対する確保策の考え方について、次のことが挙げられる。

(1) 幼児教育ニーズへの対応

本市の3～5歳児の児童のうち、幼稚園・認定こども園で教育を受けている児童は約6割で、同水準で推移していくことが見込まれており、幼児教育へのニーズは高い状況であるため、今後も教育の質の確保が必要である。

また、就労ニーズについても増加が見込まれていることから、就労世帯における幼児教育へのニーズに対応するため、幼稚園の認定こども園への移行や一時預かりの充実を推進する。

(2) 保育ニーズへの対応

平成27年4月に待機児童ゼロを実現する取組を進めており、新制度に移行後も継続して多様な保育ニーズへの対応が必要である。

そのため、認可保育所及び小規模保育等の地域型保育事業について、必要な地域に計画的に整備することにより、質及び量の確保を図る。